主 文

労働基準監督署長が、平成〇年〇月〇日付けで再審査請求人に対してした労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)による休業補償給付及び障害補償給付の支給に関する各処分は、これらをいずれも取り消す。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

主文同旨

第2 事案の概要

- 1 再審査請求人(以下「請求人」という。)は、平成〇年〇月〇日、A所在のB会社(以下「会社」という。)に雇用され、建設現場における鉄骨工として就労していた。
- 2 請求人は、平成〇年〇月〇日、会社からC所在のD建設工事現場に会社所有の 2tトラックで向かう途中、スリップして、並走する4tトラックと衝突し、負傷 した。請求人は、同日、E病院に受診し、「頚椎捻挫、左肘打撲、右足関節捻挫、 右手打撲、右手骨挫傷」(以下「本件負傷」という。)と診断され、療養を継続 した結果、同年〇月〇日をもって治癒(症状固定)となった。
- 3 請求人は、本件負傷は業務上の事由によるものであるとして、労働基準監督署長(以下「監督署長」という。)に休業補償給付を請求したところ、監督署長は、本件負傷は業務上の事由によるものであると認め、給付基礎日額を○円として、これを支給する旨の処分をした。

また、請求人は、本件負傷の治癒後、障害が残存するとして、監督署長に対し 障害補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人に残存する障害は労働者災 害補償保険法施行規則別表第1に定める障害等級表上の障害等級第11級に該当 するものと認め、給付基礎日額を〇円として、同等級に応ずる障害補償給付の額 から既存障害分を差し引いた額を支給する旨の処分をした(以下、上記各処分を 併せて「前回各処分」という。)。

請求人は、前回各処分に係る給付基礎日額を不服として、労働者災害補償保険 審査官(以下「審査官」という。)に審査請求をしたところ、審査官は、平成○ 年○月○日付けで、前回各処分を取り消す旨の決定をした。

監督署長は、審査官の取消決定を受け、平成〇年〇月〇日付けで給付基礎日額を〇円と改めて算定し、休業補償給付及び障害補償給付を支給する旨の変更決定処分(以下、これらを併せて「本件各処分」という。)をした。

本件は、請求人が本件各処分の給付基礎日額を不服として、本件各処分の取消しを求める事案である。

- 4 請求人は、審査官に対し審査請求をしたところ、審査官が平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。
- 第3 当事者の主張の要旨
 - 1 請求人

(略)

2 原処分庁

(略)

第4 争 点

本件各処分における請求人の給付基礎日額が〇円を超えるか。

第5 審査資料

(略)

- 第6 理 由
 - 1 当審査会の事実認定

(略)

- 2 当審査会の判断
- (1) 労働者災害補償保険法第8条に規定する給付基礎日額については、労働基準法(昭和22年法律第49号)第12条の平均賃金に相当する額とすることとされ、同条第1項において、平均賃金は、原則として、これを算定すべき事由の発生した日以前3か月間(以下「算定期間」という。)に支払われた賃金の総額をその期間の総日数で除して算定することとされている。この場合の「支払われた賃金の総額」には、現実に既に支払われている賃金に限らず、実際に支払われていないものであっても、算定事由発生日において、既に債権として確定している賃金を含むと解される。
- (2) 請求人は、本件各処分は請求人が会社事務所に出勤してから現場に到着する

までの時間及び現場での作業後、現場を離れ、会社事務所に移動し、その後会 社事務所を退勤するまでの時間を労働時間に算入しておらず、これらを請求人 の労働時間として評価した上で、給付基礎日額を算定すべきである旨主張する。

- (3) 一方、会社側は、従業員が自宅等から就業先(現場)まで赴く場合、現地集合が原則で、交通費も各従業員が負担することになっているところ、例外的に、各従業員が一旦会社事務所まで来た上で、会社の自動車で就業先(現場)まで赴くことを許容しており、この場合、ガソリン代・高速代を会社が負担する取扱いをしているものであり、会社事務所から就業先(現場)までの往復時間を勤務時間であるとする請求人の主張は、到底認められないとしている。
- (4) そこで検討すると、会社側は、上記(3)のとおり、現場までの往復の移動は本来労働者が自己負担で行うべきところ、例外的に会社所有の車両の使用を認めているにすぎず、恩恵的に燃料代等を負担しているとの趣旨を述べているものと解されるものの、「当社事務所にて、器具・工具等を当該自動車に搬入し、就業先まで運搬する、あるいは、就業先から搬入し、当社事務所まで運搬する場合があります。この場合、器具・工具等の積み込み・積み卸しに要する時間を1日・2回(往復)合計で○分と考え、これを勤務時間だと見ることはありえます。」とも述べている。この点、請求人が会社所有の自動車を使用したとする○日間について、各日○分間の合計○分間に相当する時間外割増賃金を遡及して支払っていることが認められるところであり、請求人の勤務の実態は、請求人が主張するように、会社事務所に出勤した際及び現場作業終了後会社事務所に戻った際に一定の作業を行うことが常態であったものとみるのが相当である。

そうすると、請求人は、使用者の明示または黙示の指示により会社事務所に 出勤し、準備作業に従事した後、現場へ移動しているものであって、会社事務 所に出勤し準備作業を開始した時点をもって始業時刻とされるべきであり、同 様に、現場から会社事務所に戻って後始末作業を終了した時点をもって終業時 刻とされるべきものとなる。したがって、会社事務所と現場を会社所有の自動 車で往復する時間については、引き続き業務に従事していたものとみなすこと が相当であり、その移動中自動車の運転を行っていたか否かにかかわらず、当 該所要時間については、労働時間と判断すべきものとなる。

(5) そうすると、平均賃金算定期間(平成○年○月○日から同年○月○日まで)

中、請求人が就労した延べ〇日間のうちのほとんどの日について、一旦会社事務所に集合してから現場へ赴き、現場での作業終了後に会社事務所へ戻っていたとされる本件においては、少なくとも会社事務所を出発してから会社事務所に帰着するまでの時間(出発する前ないしは帰着した後に、作業に必要な機材等の積込み、積下ろしなどの準備作業時間、後始末作業がある場合には、当該作業時間を含む。)を労働時間として、請求人の時間外労働時間を算定し、当該時間外労働時間に係る賃金をも含めて請求人の賃金総額を算出すべきものであるところ、監督署長が、賃金総額に当該時間外労働時間に係る賃金を含めずに給付基礎日額を算定したことは妥当とはいえない。

したがって、請求人の労働時間の実態について更に調査を尽くした上で、賃 金総額を再計算し、請求人の給付基礎日額を算定する必要があるものと思料す る。

3 結 論

以上のとおりであるから、給付基礎日額を〇円とした本件各処分を取り消すこととして、主文のとおり裁決する。